

平成19年11月
警察庁

犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令案等に対する意見の募集について

警察庁では、本年3月31日に公布された犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成19年法律第22号。以下「法」といいます。）の一部の施行に伴い、犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令、犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則、疑わしい取引の届出における情報通信の技術の利用に関する規則及び疑わしい取引の届出ガイドラインの制定について検討しています。

その内容は、犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令案については別紙1及び別紙4、犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則案については別紙2及び別紙5、疑わしい取引の届出における情報通信の技術の利用に関する規則案については別紙3及び別紙6、疑わしい取引の届出ガイドライン案については別紙7のとおりですので、これについて御意見のある方は、氏名（法人又は団体の場合は、その名称及び代表者の氏名）及び連絡先（住所、電話番号又は電子メールアドレス）を記載の上、日本語にて御意見を提出してください（ただし、氏名及び連絡先の記載は任意です。）

意見提出先及び意見提出期間は次のとおりです。

意見提出先	電子メール	hanzaishueki@npa.go.jp 件名に「パブリックコメント（犯罪収益）」と必ず御記入ください。
	郵送	〒100-8974 東京都千代田区霞が関2-1-2 警察庁刑事局組織犯罪対策部 犯罪収益移転防止管理官付法令班 パブリックコメント（犯罪収益）担当
	FAX	03-3504-1735 1枚目に「パブリックコメント（犯罪収益）」と必ず御記入ください。
意見提出期間	平成19年11月16日（金）から 平成19年12月15日（土）までの間（必着）	

なお、御意見の提出に当たっては、次の事項をあらかじめ御承知ください。

- 1 電話による御意見は受け付けておりません。
- 2 頂いた御意見に対しての個別の回答はいたしません。
- 3 意見提出者の氏名及び連絡先は、御意見の内容に不明な点があった場合の連絡以外の用途では使用しません。
- 4 頂いた御意見の内容は、住所、電話番号及び電子メールアドレスを除き、必要に応じ公表する可能性があります。